

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 神奈川県綾瀬市吉岡709番地

氏名 株式会社タズミ

〔法人にあつては名称
及び代表者の氏名〕

代表取締役 田墨 幸一郎



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

神奈川県知事

黒岩 祐治



許可の年月日 平成 26年 6月 1日
(初回許可年月日 昭和 59年 11月 20日)
許可の有効年月日 平成 33年 5月 31日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集運搬（積替・保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類（取扱う産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

燃え殻、汚泥（※2）、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（※1※2）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず（※2）、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（※1※2）、がれき類（※1）

※1：石綿含有産業廃棄物を含む。

※2：水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※3：水銀含有ばいじん等を含む。

〔注1〕石綿含有産業廃棄物を含む旨、水銀使用製品産業廃棄物を含む旨又は水銀含有ばいじん等を含む旨の注記がない種類については、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新及び変更の状況
平成26年 6月 1日 更新許可

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

備考

「5. 積替え許可の有無」には、政令市の許可を記載した。

許可内容確認用、または
契約書添付許可証の差替用

タズミHPダウンロード版

神奈川県

(第1面)

産業廃棄物収集運搬業許可申請書

2021年 2月 26日

神奈川県知事 殿

申請者 〒252-1124
住 所 神奈川県綾瀬市吉岡709番地
株式会社 タズミ

氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
代表取締役 田 墨 幸 一 郎

電話番号 0467-77-1847

ファクシミリ 0467-77-1936

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲 (取り扱う産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。) 及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)	取り扱う産業廃棄物の種類 詳細は別表のとおり。 積替・保管 なし
事務所及び事業場の所在地	事務所 神奈川県綾瀬市吉岡709 電話番号 0467-77-1847 事業場 電話番号
事業の用に供する施設の種類及び数量	事業計画書のとおり (収集運搬車両合計30台、運搬容器 (有)・無)
積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ	
※ 事 務 処 理 欄	

※新しい許可証は申請中です。
届き次第、新しい許可証の写しを掲載します。

(日本工業規格 A列4番)

株式会社 タズミ

